

2019年2月28日

各 位

会社名 株式会社 東 名  
代表者名 代表取締役社長 山本 文彦  
(コード番号: 4439 東証マザーズ・名証セントレックス)  
問合せ先 取締役管理本部長 関 山 誠  
(TEL 059-330-2151)

## 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2019年2月28日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズ及び名古屋証券取引所セントレックスへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- |   |  |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数  | 当社普通株式 300,000株  |
| (2) 募集株式の払込金額   | 未定(2019年3月14日の取締役会で決定する。)  |
| (3) 払 込 期 日   | 2019年4月2日(火曜日)   |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項                                  | 増加する資本金の額は、2019年3月26日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。       |
| (5) 募 集 方 法   | 発行価格での一般募集とし、東海東京証券株式会社、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社、岡三証券株式会社、極東証券株式会社、いちよし証券株式会社及びエース証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発 行 価 格   | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2019年3月26日に決定する。)   |
| (7) 申 込 期 間   | 2019年3月27日(水曜日)から<br>2019年4月1日(月曜日)まで  |
| (8) 申 込 株 数 単 位   | 100株   |
| (9) 株 式 受 渡 期 日   | 2019年4月3日(水曜日)   |
| (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 |  |
| (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。                   |  |

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 50,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 三重県四日市市  
山本 文彦 50,000株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、東海東京証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 52,500株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 名古屋市中村区名駅四丁目7番1号  
東海東京証券株式会社 52,500株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 4. 親引けの件

上記1. の公募による募集株式発行にあたり、当社は、東海東京証券株式会社に対し、引受株式数のうち、7,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	普通株式		300,000株
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し	50,000株
		オーバーアロットメントによる売出し	52,500株 (※)

(2) 需要の申告期間 2019年3月18日(月曜日) から  
2019年3月25日(月曜日) まで

(3) 価格決定日 2019年3月26日(火曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2019年3月27日(水曜日) から  
2019年4月1日(月曜日) まで

(5) 払込期日 2019年4月2日(火曜日)

(6) 株式受渡期日 2019年4月3日(水曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、東海東京証券株式会社が当社株主である山本文彦(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、東海東京証券株式会社は、52,500株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2019年4月26日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、東海東京証券株式会社は、2019年4月3日から2019年4月26日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所または名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

東海東京証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,100,000株
公募による増加株式数	300,000株
増加後の発行済株式総数	2,400,000株

### 3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額898,040千円(\*)については、全額を運転資金に充当する予定であります。具体的には、「オフィス光119事業」において、業容拡大を目的とした通信サービスの販売増加分に対応する、東日本電信電話株式会社並びに西日本電信電話株式会社からの光回線の仕入れ資金として、2019年8月期に全額を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

(\*) 有価証券届出書提出時における想定発行価格3,290円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### 4. 株主への利益配分

##### (1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への利益配分を経営の重要課題の一つとして認識しております。しかしながら、当社は現在、経営基盤の強化、将来の事業展開のための投資等のために内部留保の充実を図り、一層の事業拡大と業績向上に資することを重視し、配当を実施しておりません。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態等を勘案しながら、株主に対して利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

##### (2) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、経営基盤の強化及び事業の拡大を実現させるための財源として利用していく予定であります。

##### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の増資後、配当の実施または株式分割等を行うことにより、積極的に株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

##### (4) 過去の3決算期間の配当状況

	2016年8月期	2017年8月期	2018年8月期
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	△81,694.30円	31.95円	241.05円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	—	4.6%	28.6%
純資産配当率	—	—	—

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載しておりません。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値です。なお、2016年8月期の自己資本当期純利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 当社は、2018年12月14日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、2017年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。

5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)及び株式会社名古屋証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い)に基づき、2016年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、2016年8月期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、仰星監査法人の監査を受けておりません。

	2016年8月期	2017年8月期	2018年8月期
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)	△408.47円	31.95円	241.05円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である山本文彦及び当社株主である日比野直人、直井慎一、関山誠及び渡邊誠人は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2019年9月29日までの期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し、上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を東海東京証券株式会社が取得すること等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社株主である株式会社エフティグループ、株式会社三重銀行及びジャパンベストレスキューシステム株式会社は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2019年7月1日までの期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所または名古屋証券取引所における初値が形成された後に東海東京証券株式会社を通して行う東京証券取引所または名古屋証券取引所における売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて当社は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2019年9月29日までの期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割及びストック・オプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所が定める「有価証券上場規程施行規則」及び株式会社名古屋証券取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

## 6. 配分の基本方針

販売にあたりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」及び株式会社名古屋証券取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。